

快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保

これまでの主な取組と到達点

◆中小事業者へのきめ細かな支援

- ・土壤汚染による健康リスクや土壤汚染調査に関する基本的知識等を示した「中小事業者のための土壤汚染対策ガイドライン」を策定し、中小事業者の負担を軽減
- ・土壤汚染対策に十分な知識と経験を持つ専門家が中小事業者を訪問し、調査・対策等のステップごとに的確なアドバイスを実施

【中小事業者のための
土壤汚染対策ガイドライン】



◆化学物質対策

- ・小規模事業者が多い東京の産業特性を考慮し、小規模事業所を対象に化学物質の環境への排出等の報告を求める都独自の化学物質適正管理制度を運用
- ・化学物質取扱い事業所の震災時における漏えい流出防止対策を推進

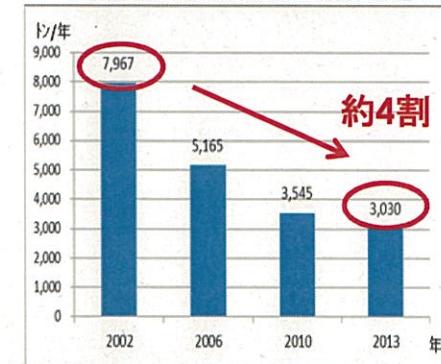
◆化学物質等の排出状況

- ・土壤汚染対策法施行後、591か所を要措置区域等に指定。そのうち、現在までに326か所で指定を解除
- ・都内の化学物質排出量の総量は、10年前の4割程度（2013年度）
- ・一方で、住工混在地域においては、未規制の化学物質等によるリスクの有無を確認していく必要

【保管中の化学物質の防災対策】



【化学物質の排出量の推移】



るべき姿

化学物質等による環境リスクの低減が図られ、安心して暮らせる生活環境が確保されている

- ・合理的な土壤汚染対策が選択されている
- ・化学物質による環境リスクの低減が進んでいる

施策2 化学物質による環境リスクの低減

目標

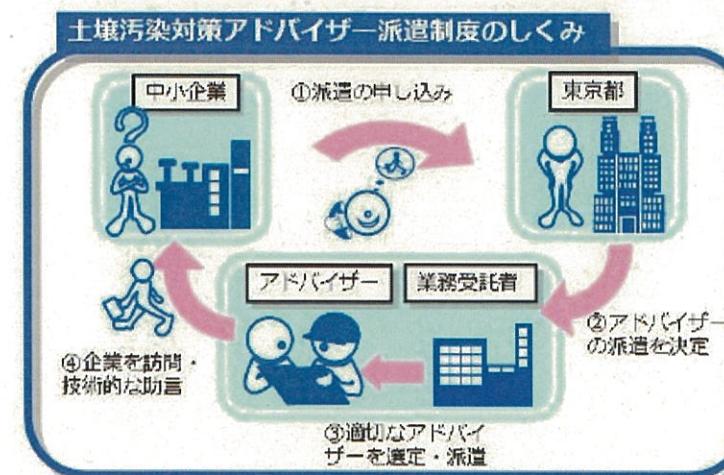
- 合理的な土壤汚染対策に関する目標を設定
- 化学物質対策の推進に関する目標を設定

施策の方向性

土壤汚染対策の推進

中小事業者への技術支援

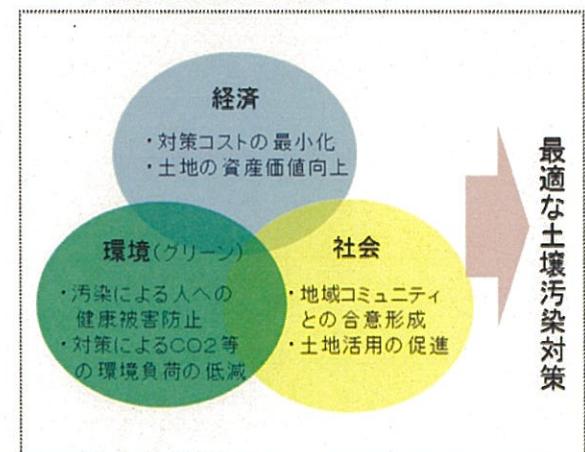
- ・合理的な対策を選択するための具体的な手順等を分かりやすく示した土壤汚染対策ガイドラインの活用や、専門家が技術的観点からアドバイスを行う土壤汚染アドバイザーの派遣等を通じて、中小事業者への効果的な技術支援を実施



最適な土壤汚染対策を選択する手法の検討

- ・汚染土壤の処理に係るコスト削減だけでなく、ライフサイクルで見た環境負荷低減や近隣住民等の理解促進などの視点も踏まえ、最適な土壤汚染を検討・実施する仕組みの導入を検討

【最適な土壤汚染対策のイメージ】



化学物質排出削減策の推進

化学物質適正管理制度の充実

【化学物質適正管理制度の概要】

対象事業所	工場・指定作業場 年間取扱量 100kg 以上 中小の塗装、印刷、メッキ、クリーニング、ガソリンスタンド等
対象物質	適正管理化学物質：59 物質 性状及び使用状況等から特に適正な管理が必要とされる化学物質（条例で規定されている有害ガス及び有害物質）
報告内容	使用量、製造量、製品としての出荷量、環境への排出量、事業所外（廃棄物、下水）への移動量の5項目

快適な大気環境、良質な土壤と水循環の確保

これまでの主な取組と到達点

◆水質汚濁対策等

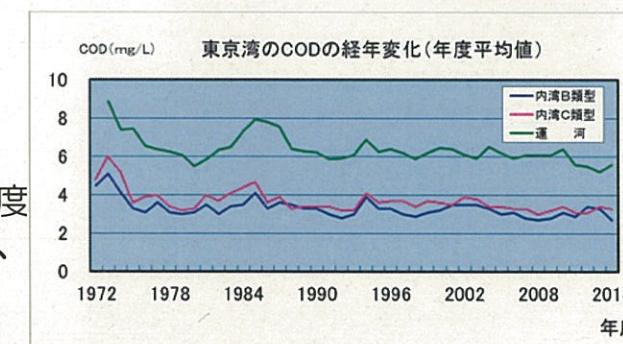
- ・合流式下水道の改善や河川・東京港のしゅんせつ等を推進
- ・流れの途絶えていた野火止用水や渋谷川・古川等に下水の高度処理水を導水しうるおいある水辺環境を回復
- ・工業用水法、ビル用水法及び条例に基づく新規掘削の抑制と報告等により、地下水の適正管理と地盤沈下を防止
- ・温泉法申請の審査基準を設けることで、温泉利用の適正化を指導

◆熱環境への対応

- ・ヒートアイランド対策取組方針に基づき、都・各区市町村が省エネ・緑化等の対策を実施
- ・民間事業者や都民に対し、建物の新築や改修時に対策に取り組むための「ヒートアイランド対策ガイドライン」を取りまとめ、情報提供

◆水質と熱環境の状況

- ・都内河川56水域の全水域で環境基準達成
- ・東京湾内湾の水質は1980年度までは年々改善されていたが、現在は横ばいの状況
- ・都市温暖化の傾向が近年顕著



あるべき姿

気候変動の影響等も見据え、潤いある水環境の創出や暑熱対応に加え、水質改善が進むことで、都民や東京を訪れる人々が街なかで心地良さを実感できる環境が実現されている

- ・水質改善が進み、都民や東京を訪れる人々が身近に親しむ水辺環境が整備されている
- ・東京にふさわしい水循環の再生と水辺環境の回復とともに、水辺を活かした魅力ある環境の整備や安全性の向上が図られている
- ・気温上昇のリスクが低減されるとともに、街中で心地よい環境が実現されている

施策3 水環境・熱環境の向上

目標

- 河川及び海域の水質向上に関する2020年目標を設定
- 地下水保全と利用の適正管理の推進に関する目標を設定
- 暑さ対策の推進に関する目標を設定

施策の方向性

水質汚濁対策

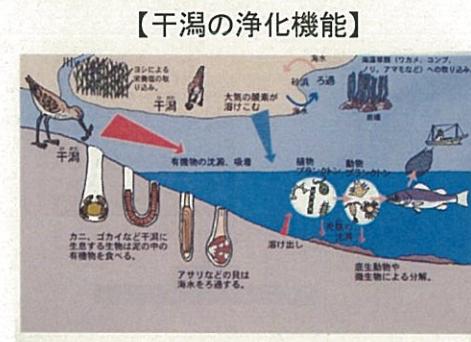
総合的対策の推進

- ・合流式下水道の改善、計画的なしゅんせつに加え、法令等に基づく規制の着実な実施や国・関係自治体と連携した効果的な対策を実施



水質改善に資する研究

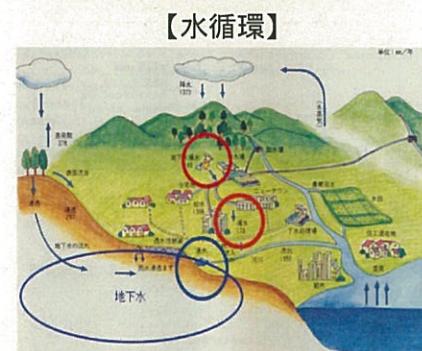
- ・浅場・干潟等における生態系の浄化機能等に係る研究など、水質浄化の知見を集め、東京湾の水質改善を促進



東京の水循環の再生と水辺環境の回復

地下水の保全と利用の適正管理

- ・適切な揚水規制等により地盤沈下の防止と地下水保全の取組を推進



水辺環境の向上・河川等の安全性向上

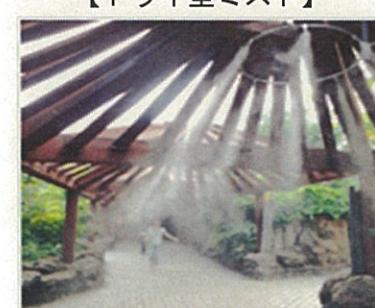
- ・湧水等の活用や緑化、水辺の魅力を生かした取組等により、水辺環境を向上
- ・東京都豪雨対策基本方針等を踏まえ、河川等の安全性向上の取組を推進



街なかでの暑さ対策等の推進

街なかでクールスポットを創出

- ・区市町村や民間事業者等と連携し、ドライ型ミストや花と緑の整備など、都内各所でクールスポットを創出



2020年東京大会に向けた連携強化

【遮熱性舗装の性能】

- ・遮熱性舗装等の整備など、2020年東京大会を見据えた暑熱対策を推進



環境施策の横断的・総合的な取組

これまでの主な取組と到達点

◆様々な主体との積極的な連携

- ・区市町村が実施する取組に対する財政的・技術的支援の積極展開、情報共有の推進
- ・九都県市における「容器包装ダイエット宣言」等施策連携の推進と共に課題に対する国への共同提案
- ・国際会議等でのキャップ・アンド・トレード制度やグリーンビルディング対策等の先導的な気候変動対策の発信
- ・アジア大都市等（北京市、ソウル特別市、バンコク都）に対する廃棄分野や大気質分野における具体的協力の推進

◆環境施策の補完

- ・都からの委託研究に加え、大学や民間企業等との共同研究等を通じ、施策立案に結びつく実用的な研究や技術支援を実施

◆東京の魅力・プレゼンスの向上

- ・平成26年度：33区市町村58事業（合計額188,260千円）に対して交付
- ・C40とシーメンス社主催の「大都市気候リーダーシップ賞」2013年受賞
- ・ヤンゴン市廃棄物ワークショップによる職員交流
- ・引き続き、多様な主体との連携が必要

あるべき姿

多様な主体との連携などによりあらゆる場面で環境配慮行動が推進し、戦略的な都市外交などを通じ国際環境協力も一層充実し、持続可能な都市として発展

- ・都民や企業、NPOなど多様な主体間の連携・協働が進み、あらゆる場面での環境配慮行動が実現
- ・都市間での政策連携や知識の共有、技術の学び合いが行われ、共に持続可能な都市として発展
- ・効果的広報や環境教育の充実により次世代の担い手の意識が継続して醸成
- ・環境科学研究所における研究成果の政策反映や環境学習機能などが充実し、都の環境分野の知恵袋的存在として運営

国内外の都市との連携、区市町村との協働等

目標

- 海外都市との協力体制の強化に係る目標
- 環境教育の強化に係る目標

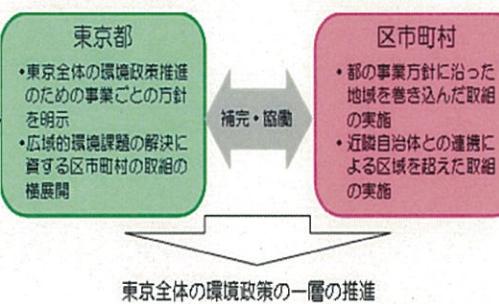
など

施策の方向性

施策1 多様な主体との連携

区市町村との連携強化

- ・都がこれまで培ってきたノウハウを区市町村と共有し財政・人的・技術的支援を通じて、区市町村との連携を強化



国際環境協力の推進

- ・国際会議の参加やネットワークを通じて、世界の気候変動対策を先導するとともに、研究員の相互交流等により両都市がともに学ぶ体制を構築



- <研究員派遣>
・PM2.5、VOCの採取、測定分析などを通じ
共に学び合う

施策2 持続可能な都市づくりに向けた環境配慮の促進

市場における環境配慮商品等の選択促進

- ・再生品やグリーン認証製品の利用など、都が率先して進めるとともに、都内事業者に対しても取組を推進



環境教育の推進

- ・一般都民に対する環境学習を継続するとともに、学校教育との連携を更に強化し、次世代を担う環境人材を育成



施策3 実効性の高い環境行政の推進に向けた体制の充実

環境科学研究所の機能強化

- ・エネルギー分野の研究など、都の取り巻く環境情勢に即応した実効性ある試験研究機関として機能を強化
- ・先進的技術のショーケース化、海外からの研修生受け入れやノウハウの提供等、多様な主体への情報発信・連携を推進する拠点とし、国際協力・環境学習機能を充実

＜研究＞

- ・生活環境からエネルギー分野まで

＜国際協力＞

- ・研究員交流など

＜環境学習＞

- ・環境講座など

環境科学研究所

総合的に補完
環境施策を

東京都

環境の確保に関する配慮の指針

行政のみならず、都民・事業者・NPO等あらゆる主体が、あらゆる分野の活動において環境配慮に取り組むための考え方として作成されるものであり、この指針に基づき、社会の様々な活動やルールに環境への配慮が具体化・内在化していくことで、各主体の行動に応じた環境配慮を推進

環境配慮原則

都市づくりの計画や事業が前提とすべき原則

回避	行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
低減	行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
修復	影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
代償	損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより代償すること
創造	行為の実施により豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

以下の原則をあらゆる主体の活動に徹底

予防原則	環境や健康に影響を与える潜在的な危険性を回避するために、予防措置を行うことは最も重要な原則
発生源対策の原則	原因に最も近いところで対策をしていくことが影響の拡大を防ぎ、抜本的な解決を図るために優先されるべき原則
原因者負担の原則	汚染などの除去及び汚染防止にかかる費用については、汚染物質の排出者が負担すべき
回復あるいは再生原則	過去の活動により損なわれた自然環境などの回復あるいは再生のための活動を行うことも上記の原則とともに優先されるべき

環境配慮項目

環境配慮項目は、近年の環境を取り巻く状況等の変化を踏まえ、項目を見直し

エネルギー消費の抑制・温室効果ガスの排出抑制
➢分散型エネルギー、エネルギー・マネジメント等の視点を追加

環境負荷の少ない交通
➢次世代自動車の導入促進の視点を追加

持続可能な資源利用の推進
➢持続可能な資源利用に向けた取組方針の考え方等を反映

大気環境等の更なる向上
➢PM2.5の発生抑制等の視点を追加

化学物質、土壤汚染などによる環境リスクの低減

生物多様性の保全・緑の創出
➢生態系に配慮した緑化、希少種保全等の視点を追加

水循環の再生と水辺環境の回復

ヒートアイランド現象の緩和

景観形成、歴史的・文化的遺産の保全・再生

配慮の指針の構成

環境配慮原則	都市づくりにおける配慮の指針	環境配慮項目	共通配慮事項	都市づくり全体を対象とした共通の配慮事項
			地域別配慮の指針	「東京の新しい都市づくりビジョン（2009年7月改定）におけるゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、当該地域で特に配慮すべき点を示したもの」
事業活動、日常生活における配慮の指針	事業別配慮の指針	都市づくりにかかる事業を整理し、事業の分類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための主な配慮事項を示したもの		
	日常生活における配慮の指針	事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの		
日常生活における配慮の指針	都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示したもの			